

服薬指導事業委託 仕様書

1. 業務の目的

本業務は、香川県後期高齢者医療広域連合（以下、「委託者」という。）が保有する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下、「レセプト」という。）のデータを活用し、薬剤の重複・多剤併用等に該当する被保険者に対して、服薬情報や薬局への相談案内の通知書を送付することにより、薬への正しい理解や服薬管理等ができ、被保険者の健康の保持・増進を図るものである。

2. 業務名

服薬指導事業

3. 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

4. 業務の概要

多剤服薬や重複服薬など服薬に課題がある方を対象に、一定期間の服薬状況と薬局への相談を勧奨する通知文書を送付し、服薬行動の課題改善を図る。

- (1) 通知対象者の抽出及び決定
- (2) 通知書等の作成
- (3) 通知対象者情報の印字及び発送
- (4) 通知送付者等からの問い合わせに対応するコールセンターの設置
- (5) 事業効果検証報告書の作成

5. 業務の内容

- (1) 通知対象者の抽出及び決定

ア. 通知対象者の抽出、データ分析

受託者は、多剤服薬や重複服薬などの服薬に課題がある対象者について、専門知識を有する薬剤師や医師等の指示のもと、薬効（解剖治療化学分類法（ATCコード）情報を含む。）により下記項目ごとに抽出を行う。

- ①傷病名禁忌
- ②併用禁忌
- ③重複（同一・同種同効）
- ④長期服用
- ⑤多剤

受託者は、通知対象となる候補者を選定するため、レセプト・健診データ等から分析を行い、報告書を作成する。

また、その報告書を基に、委託者が香川県医師会や香川県薬剤師会等へ通知内容や通知対象者等についての説明を実施する際には、円滑に事業が進められるように同席し、説明

するなどサポートを行うこと

イ. 通知対象者の決定

受託者は、通知対象者選定リスト（該当者一覧）を作成する。委託者はや通知除外者名簿等を受託者に共有し、双方協議の上、通知対象者条件を確定し、通知対象者を決定する。

「通知対象者選定リスト」作成条件

- ①基準月（令和6年3月）において、14日以上処方がある内服（内用）薬を6種類以上服用している、若しくは、上記アの①～⑤に該当し、ポリファーマシーの可能性のあるもの。
- ②内服（内用）薬の服薬については、前月からの長期処方分も考慮していること。
- ③基準月（令和6年3月）において、処方元医療機関（院内調剤を含む）が2医療機関以上であること。
- ④傷病名禁忌、併用禁忌においては、全身作用のある外用の薬剤禁忌も対象とすること。

(2) 通知書等の作成

受託者は対象者に対して、原則、次の書類を作成し、送付する。各種送付物の構成や記載内容については、双方の協議の上、決定し、作成枚数は、3,000通とすること。

ア. 服薬状況のお知らせ

医療従事者にとって服薬適正が促進できるよう、上記（1）アの項目ごとに対象薬剤の記載をする。原則として、A3版両面1枚（2つ折り）で、両面カラー刷りで作成すること。

イ. 案内文

対象者が通知を受け取り、医療従事者に相談することを促す内容を記載する。

ウ. 対応薬局一覧

委託者が提供する薬局リストを市町別にレイアウトし、下記仕様で作成すること。

- ・サイズ：A4サイズ
- ・ページ：6ページ
- ・製本：中綴じ
- ・刷色：2色刷り

エ. 送付用封筒として各20号封筒を作成すること。

オ. ソーシャル・マーケティング手法等を活用し、通知対象者が薬局の相談につながるような通知文書となるよう工夫すること。

カ. その他、詳細については、双方協議の上、決定する。

(3) 通知対象者情報の印字及び発送

ア. 受託者は、「通知対象者選定リスト」及び「通知除外者名簿等」を基に、通知文書等に通知対象者情報を印字する。

イ. 発送日は委託者と協議の上、確定する。発送方法は日本郵便株式会社による郵送とし、その際の郵便料は受託者の支払いとする。

(4) 通知送付者等からの問い合わせに対応するコールセンターの設置

ア. 受託者は対象者からの問い合わせに対して、コールセンターを設置するものとする。

設置期間は、通知後翌々日以降から令和6年11月29日までとし、問い合わせ対応は、土日祝日及び休日（年末年始等）を除く月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとする。

イ. 業務内容は、「服薬状況のお知らせ」の送付の趣旨説明及び本通知を薬局又は医療機関へ持参していただき、相談につなげることを主とすること。従って、お知らせ内容の薬の説明や対処方法など専門的な説明は原則として不要であり、「かかりつけ薬局」等への相談に誘導することが目的となること。

ウ. 通知対象者からの電話問合せ内容については、その対応結果をコールセンター問合せ内容一覧としてまとめて委託者に報告すること。

(5) 事業効果検証報告書の作成

委託者より通知後のレセプト等データを受領し、通知対象者の医療機関受診、服薬状況から事業効果を検証し報告書を作成すること。この報告書をもって、委託者が専門師会等へ報告する際には、円滑に事業報告が進められるようサポートを行うこと。

6. 実施地域

香川県内17市町

7. 提供データ

(1) 被保険者マスタ 広域連合電算処理システム

被保険者マスタ JKA23M0010101_KA23F034N

(2) 通知除外者名簿

(3) 外字ファイル

(4) レセプトデータ 医科：21_RECODEINFO_MED.csv

DPC：22_RECODEINFO_DPC.csv

調剤：24_RECODEINFO_PHA.csv

①有害事象情報付与・県内状況分析用 令和5年4月～令和6年3月診療分

②効果測定用 令和6年4月～11月診療分（発送日により変更の可能性あり）

③ファイル形式 委託者は受託者に別紙1のファイル構成にてデータ連携すること。

(5) その他、必要に応じて、対象者抽出時の処方等状況及び効果分析時の状況を含むリストを提供すること

8. 成果品及び納品期限

(1) 事業効果検証報告書：令和7年3月31日

(2) コールセンター問合せ内容一覧：令和7年3月31日

9. セキュリティ体制

本業務の履行にあたっては、「香川県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「香川県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー」を始めとする、個人情報保護に関する法令等の趣旨に従うものとし、作業場のセキュリティ対策については、

以下のとおりとすること。

- (1) 本業務に使用するデータは、パスワードを設定した上で、セキュリティ便を用いて受渡しすること。
- (2) データ入力を行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。
- (3) 各作業場への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できるようにすること。
- (4) 私物の持込みを禁止するとともに、USB 端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。
- (5) 受領したデータは、保管庫に入れて施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。
- (6) 受託者は ISMS 認証またはプライバシーマーク（Pマーク）を取得していること。

10. 個人情報保護

個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

11. 委託業務に係るスケジュール（案）

令和6年5月	広域連合から受託者へのデータ提供
令和6年7月上旬	対象者条件決定
令和6年7月下旬	通知対象者及び送付物の確定
令和6年8月	送付物の発送
令和7年3月	事業効果検証報告書及びコールセンター問合せ一覧納品

12. 業務の再委託

原則、再委託は、認めない。ただし、業務の一部を第三者に再委託する場合は、委託者の書面による承諾を受けること。

13. その他

- (1) 業務委託契約の締結後、成果品納入までの作業スケジュールを速やかに提出すること。
- (2) 委託者が開催する会議、その他打ち合わせ等へ参加すること。
- (3) 成果品納入後に実施する通知対象者・対象除外者の確認等の検査において、成果品に補正が必要な場合は遅滞なく当該補正を行うこと。
- (4) 本仕様に定めのないことや本仕様に疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、決定すること。
- (5) 本業務を行うために使用したデータについては、業務完了後、5年間保管すること。
- (6) (5) のデータの廃棄を行う際には、事前に委託者に連絡すること。